

用されるばた山崩壊防止施設を含む。)の
用に供する国有財産(当該用途の廃止によ
り生じる法第八条第一項ただし書の普通財
産を含む。)で国土交通大臣の所管に属す
るもの

ル 下水道法(昭和三十三年法律第七十九
号)第二条に規定する公共下水道、流域下
水道又は都市下水路の用に供する国有財産
(当該用途の廃止により生じる法第八条第
一項ただし書の普通財産を含む。)で国土
交通大臣の所管に属するもの

ヲ 河川法(昭和三十九年法律第七百六十七
号)第九条第二項に規定する指定区間内の
一級河川、同法第五条第一項に規定する二
級河川若しくは同法第一百条第一項に規定す
る準用河川の用に供する国有財産又は同法
第九十一条第一項に規定する廃川敷地等で
ある国有財産で国土交通大臣の所管に属す
るもの

ワ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する
法律(昭和四十四年法律第五十七号)第
二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施
設の用に供する国有財産(当該用途の廃止
により生じる法第八条第一項ただし書の普
通財産を含む。)で国土交通大臣の所管に
属するもの

二、本及びトからワまでに掲げるものの
ほか、国土交通大臣の所管に属する国有財
産(法令の規定により国土交通大臣が自ら
取得、維持、保存、運用及び処分すること
とされているものを除く。)

土地改良法第九十四条の九又は土地改良法
施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)
第七十二条第一項の規定により、地方自治法
(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九
項第一号に規定する第一号法定受託事務とな
った事務であつて国有財産の取得、維持、保
存、運用又は处分に該当するもの

イ 法第十二条又は法第十四条第七号の規定
による協議(協議に係る財産が、その区分
(第二十条第一号に規定する区分をいう。
以下この章において同じ。)に応じ、土地

口 法第十四条第一号の規定による協議のうち交換の協議（協議に係る財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が一万平方メートルを、建物にあつては延べ面積が二千平方メートルを、それぞれ超えないときを除く。）

法第十四条第九号の規定による協議、法第二十八条の二第二項の規定による財政制度等審議会への諮問又は法第二十八条の四の規定による協議若しくは財政制度等審議会への諮問

二 法第三十条第二項、法第三十一条第三項、法第三十三条第一項、法第三十五条第三項若しくは法第三十六条第一項又は第八条第一項の規定による事務

前項第一号ニ、ホ及びトからカまでに掲げる国有財産に係る取得、維持、保存、運用及び処分のうち次に掲げるもの厚生労働大臣

イ 法第十二条の規定による協議（所管換を前提とした法第十四条第六号による行政財産の使用の協議につき財務大臣の同意を得たものを除く。）法第十四条第一号の規定による協議（交換の協議を除く。）、同条第六号の規定による協議（所管換を前提としたものに限る。）及び同条第七号の規定による協議（これらの協議に係る財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が一万五千平方メートルを、建物にあつては延べ面積が一億円を、それぞれ超えないときを除く。）

ロ 法第二十五条第一項又は法第二十七条第三項の規定による事務

ハ 第一号ロからニまでに掲げる事務

一 行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 交換の場合において、当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が一万平方メートルを、建物にあつては延べ面積が二千平方メートルを、それぞれ超えないとき。

ロ 交換以外の場合において、当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が十萬平方メートルを、建物にあつては延べ面積が一万五千平方メートルを、それぞれ超えないとき。

二 国有財産の所管換を受けよう、又はしようとする場合（当該財産が、その区分に応じては面積が二千平方メートルを、建物にあつては延べ面積が一万五千平方メートルを、土地及び建物にあつては延べ面積が一万五千平方メートルを、土地及び建物以外のものにあつては区分ごとに見積価格が一億円を超えないときを除く。）

三 行政財産の用途を廃止しようとする場合（当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が十萬平方メートルを、建物にあつては延べ面積が二千平方メートルを、土地及び建物以外のものにあつては区分ごとに見積価格が一億円を超えないときを除く。）

四 行政財産を他の各省庁の長に使用させようとする場合（当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が十萬平方メートルを、建物にあつては延べ面積が一万五千平方メートルを、土地及び建物以外のものにあつては区分ごとに見積価格が一億円を超えないときを除く。）

五 国以外の者に行政財産を使用させ、又は収益させようとする場合（当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が十萬平方メートルを、建物にあつては延べ面積が一万五千平方メートルを、土地及び建物以外のものにあつては区分ごとに見積価格が一億円を超えないとき又は使用若しくは収益の許可につき法律（法を除く。）若しくはこれに基づく政令に特別の規定があるものについて、当該規定に基づく使用若しくは収益の許可をしようとするときを除く。）

六 普通財産の売払いをしようとする場合（当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が二千平方メートルを、建物にあつては

延べ面積が千平方メートルを、土地及び建物以外のものにあつては区分ごとに台帳価格が千万円を、それぞれ超えないとき（ただし当該財産の売却価格（法律の規定により減額するときは、減額する前の価格）が千万円を超えるときを除く。）を除く。）

七 普通財産を譲与しようとする場合
八 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託しようとする場合及び当該財産を信託した場合において当該信託の信託期間を更新しようとするととき、又は第十六条の四各号に掲げるとき。

第二項第一号ニ、ホ及びトからカまでに掲げる場合には、国土交通大臣に協議し、その同意を得るものとする。

一 行政財産とする目的で土地又は建物を交換により取得しようとする場合（当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が一万平方米メートルを、建物にあつては延べ面積が二千平方メートルを、それぞれ超えないときを除く。）

二 行政財産の用途を廃止しようとする場合（使用に堪えない建物若しくは工作物を取り壊す目的で用途を廃止しようとするとき、又は当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が三万平方メートルを、建物にあつては延べ面積が五千平方メートルを、土地及び建物以外のものにあつては区分ごとに見積価格が五千万円を、それぞれ超えないときを除く。）

三 普通財産の譲与をしようとする場合（当該財産が前条第一項第三号に掲げる財産である土地、道路法第九十二条第一項に規定する不動産又は河川法第九十一条第一項に規定する河川敷地等である場合においては、その面積が十万平方メートルを超えるときに限る。）

四 前項第二号、第五号又は第八号に掲げる場合

第一項第一号へに掲げる国有財産に係る事務を行ふ都道府県は、次に掲げる場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得るものとする。

	を添付して財務大臣に送付しなければならない。
2	財務大臣は、前項の規定により送付を受けた書類について、調査の上適当と認めるときは、内閣に送付しなければならない。 (法第十四条による協議)
第九条	各省各府の長は、法第十四条第一号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、定に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類及び、寄附又は交換の場合においては、願書又は承諾書を添付して、財務大臣に送付しなければならない。
一 土地又は建物の所在及び地番	
二 取得しようとする事由	
三 土地の地目及び地積又は建物の構造、種目	
(第二十条第一号に規定する種目をいう。第十五条の三において同じ。)及び面積	
四 評価調書	
五 相手方の住所及び氏名	
六 予算額及び経費の支出科目	
七 交換の場合には、交換に供する国有財産の台帳記載事項	
八 交換差金がある場合は、それについてとるべき措置	
九 その他参考となるべき事項	
10 第十条 各省各府の長は、法第十四条第二号から第五号までの規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書の写しを添付しなければならない。	
11 第十一条 各省各府の長は、法第十四条第二号から第五号までの規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書の写しを添付しなければならない。	
12 第十二条 各省各府の長は、法第十四条第六号及び経費の支出科目	
13 第十三条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	
14 第十四条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	
15 第十五条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	
16 第十六条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	
17 第十七条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	
18 第十八条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	
19 第十九条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	
20 第二十条 各省各府の長は、法第十四条第六号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	

三 使用させようとする期間及び条件	四 有償の場合においては、使用料算定調書、使用しようとする各省各府の予算額及び経費の支出科目
五 使用しようとする各省各府の長に該財産を所管しない理由その他参考となるべき事項	一 当該行政財産の台帳記載事項及び信託しようとする部分の数量
六 信託の受託者の住所及び氏名	二 信託の受託者の住所及び氏名
七 信託の事業計画及び資金計画	三 信託しようとする理由
八 信託の期間	四 信託の目的
九 その他参考となるべき事項	五 信託の収支見積り
第十条の三 各省各府の長は、法第十四条第七号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	六 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額(以下この章において「借入金限度額」という。)
第十条の四 各省各府の長は、法第十四条第八号の規定により財務大臣に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、財務大臣に送付しなければならない。	七 信託の事業計画及び資金計画
第十一条 次に掲げる場合には、法第十四条の規定による財務大臣との協議を要しないものとする。	八 信託の期間
一 法第十四条第一号に掲げる場合(第二号、第三号及び第十一号に掲げる場合を除く。)において、行政財産とする目的で交換又は寄附により土地又は建物を取得しようとするとき	一 法第十四条第一号に掲げる場合(第二号、第三号及び第十一号に掲げる場合を除く。)において、行政財産とする目的で交換又は寄附により土地又は建物を取得しようとするとき
二 法第十四条第二号から第六号までに掲げる場合(次号から第四号まで及び第十一号に掲げる場合(次号から第四号まで及び第十一号に掲げる場合を除く。)において、当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が千五百平方メートルを、建物にあつては延べ面積が六百平方メートルを、それぞれ超えないとき。	二 法第十四条第二号から第六号までに掲げる場合(次号から第四号まで及び第十一号に掲げる場合(次号から第四号まで及び第十一号に掲げる場合を除く。)において、当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が三百平方メートルを、建物にあつては延べ面積が百五十平方メートルを、それぞれ超えないとき。
三 貸し付け、若しくは貸付け以外の方法により使用させ若しくは収益させ、又は売払いをしようとする理由	三 前号に規定する公共用財産以外の公共用財産で国以外の者に対する使用又は収益の許可につき法律(法を除く。)又はこれに基づく政令に特別の規定があるものについて、当該規定に基づく使用又は収益の許可をしようとする場合
四 貸付料、貸付け以外の方法による使用若しくは収益の対価又は売払代金	四 法第十四条第八号に掲げる場合(次号から第十一号までに掲げる場合を除く。)において、貸付料若しくは貸付け以外の方法による使用若しくは収益の対価(法律の規定により減額するときは、減額する前の貸付料又は対価)の年額(貸付期間又は使用若しくは収益の期間が一年未満のときは、総額とする)が五百万円を超えないとき、又は売払価格(法律の規定により減額するときは、減額する前の価格)が、競争契約によるときは一億円を、随意契約によるときは五千万円を、それぞれ超えないとき。
五 貸付料算定調書、貸付け以外の方法による使用若しくは収益の対価の算定調書又は売払の期間	五 法第十四条第七号に掲げる場合(第八号及び第十一号に掲げる場合を除く。)であって、当該使用又は収益が法第十八条第六項の許可による場合(次号及び第七号に掲げる場合を除く。)において、当該財産が、その区分に応じ、土地にあつては面積が三千万円を、それぞれ超えないとき。
六 貸し付け、若しくは貸付け以外の方法により使用させ若しくは収益させ、又は売払いをしようとする理由	六 河川、湖沼その他他の水流若しくは水面又は道路の敷地で公共用財産であるものを国以外の者に使用又は収益の許可をしようとする場合
七 用途指定の有無及び相手方の利用計画	七 前号に規定する公共用財産以外の公共用財産で国以外の者に対する使用又は収益の許可につき法律(法を除く。)又はこれに基づく政令に特別の規定があるものについて、当該規定に基づく使用又は収益の許可をしようとする場合
八 その他参考となるべき事項	八 森林經營用財産を国以外の者に使用させ、又は収益させようとする場合
第九条の五 各省各府の長は、法第十四条第九号の規定により財務大臣に協議しようとするとき	九 法第十四条第八号に掲げる場合(次号から第十一号までに掲げる場合を除く。)において、貸付料若しくは貸付け以外の方法による使用若しくは収益の対価(法律の規定により減額するときは、減額する前の貸付料又は対価)の年額(貸付期間又は使用若しくは収益の期間が一年未満のときは、総額とする)が五百万円を超えないとき、又は売払価格(法律の規定により減額するときは、減額する前の価格)が、競争契約によるときは一億円を、随意契約によるときは五千万円を、それぞれ超えないとき。
十 法第十四条第八号に掲げる場合において、無償で、普通財産を貸し付け、又は貸付け以	十 法第十四条第八号に掲げる場合において、無償で、普通財産を貸し付け、又は貸付け以

外の方法により使用させ若しくは収益させようとするとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、法第十四条

各号に掲げる措置を緊急にとる必要がある場合その他の特別の事情がある場合で、財務大臣が定める場合に該当するとき。

(異なる会計間の所管換等の場合の無償整理)

第十二条 法第十五条ただし書の金額は、五千万円とする。

(堅固な工作物)

第十二条の二 法第十八条第一項第一号に規定する政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物は、鐵骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造の土地に定着する工作物とする。

(行政財産の貸付けができる法人)

第十二条の三 法第十八条第二項第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。一 特別の法律により設立された法人で国において出資しているもののうち、財務大臣が指定するもの

二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が事業の財産的基礎に充てられる財産につき財務大臣が定める割合以上を拠出している公益社団法人及び公益財團法人

三 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

(床面積等に余裕がある場合)

第十二条の四 法第十八条第二項第四号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の床面積又は敷地のうち、国の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。

(行政財産に地上権を設定することができる法人)

第十二条の五 法第十八条第二項第五号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十

二号)第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第

三条の特許を受けた軌道經營者

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

機構、高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社及び地方

業者

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)第二条第二項に規定するガス事業者

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第一項に規定する電気事業者

五 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者

六 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十

六号)第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者

(行政財産に地上権を設定することができる場合の施設)

第十二条の六 法第十八条第二項第五号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 軌道

二 電線路

三 ガスの導管

四 水道(工業用水道を含む。)の導管

五 下水道の排水管及び排水渠

六 電気通信線路

七 鉄道、道路及び前各号に掲げる施設の附属設備

(行政財産に地役権を設定することができる法人等)

第十二条の七 法第十八条第二項第六号に規定する政令で定める法人は、電気事業法第一条第一項第十七号に規定する電気事業者とする。

2 法第十八条第二項第六号に規定する政令で定める施設は、電線路の附属設備とする。

(行政財産の無償使用等の相手方)

第十二条の八 法第十八条第七項に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

二 高速道路株式会社法第一条に規定する会社

(普通財産を貸し付けた場合等の通知)

第十三条 法第八条第一項ただし書の普通財産を所管する各省各庁の長は、当該財産を貸し付けて交換し、売り払い、譲与し、又は貸付け以外の方法により使用若しくは収益をさせたとき

(法第十四条第一号又は第八号の規定による協議を経たとき、次項の規定による通知をしたと

き、及び道路法第九十四条第一項(同法第九十条第二項において準用する場合を含む。)又は河川法第九十三条第一項の規定による協議を経たときを除く。)は、その旨及び次に掲げる事項を財務大臣に通知しなければならない。法第二十一条第二項(法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により貸付期間(貸付け以外の方法により使用又は収益をさせる期間を含む。)を更新したときも同様とする。

一 当該財産の台帳記載事項及び時価

二 相手方の住所及び氏名

三 貸付け料(貸付け以外の方法により使

収益をさせた場合には、その対価)又は売払代金(交換の場合には、交換差金)

四 貸付けの場合(貸付け以外の方法により使

用又は収益をさせた場合には、そ

の期間

五 用途指定の有無及び用途を指定した場合に

は、相手方の利用計画

六 その他参考となるべき事項

第四条各号に掲げる特別会計に属する普通財

産を所管する各省各庁の長は、当該普通財産の

うち法第二条第一項第六号に掲げる財産で財務

大臣が定めるものの売払いをしようとするとき

は、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を

財務大臣に通知しなければならない。

一 当該財産の台帳記載事項

二 相手方の住所及び氏名

三 売払いの時期及び売払予定価格

四 その他参考となるべき事項

3 第四条各号に掲げる特別会計に属する普通財

産を所管する各省各庁の長は、信託の終了によ

り土地又は建物を取得したときは、遅滞なく、

次に掲げる事項を財務大臣に通知しなければな

らない。

一 当該土地又は建物の所在及び地番

二 当該土地の面積又は当該建物の構造及び

面積

三 信託の終了の年月日

第十二条の九 法第十八条第七項に規定する政令で定める施設は、電線路の附屬設備とする。

(行政財産の無償使用等の相手方)

第十二条の十 法第十八条第七項に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

二 高速道路株式会社法第一条に規定する会社

(普通財産を貸し付けた場合等の通知)

第十三条 法第八条第一項ただし書の普通財産を

所管する各省各庁の長は、当該財産を貸し付

け、交換し、売り払い、譲与し、又は貸付け以外

の方法により使用若しくは収益をさせたとき

(法第十四条第一号又は第八号の規定による協議を経たとき、次項の規定による通知をしたと

く)について準用する。

(小規模な施設)

第十五条 法第二十二条第一項第一号に規定する

政令で定める小規模な施設は、掲示板、巡回派

出所、公衆便所その他公用又は公用に供する

施設で財務大臣が定めるもののうち、その敷地

面積が五十平方メートルを超えないものとす

る。

(地上権又は地役権の設定につき期間等に特例

を設ける施設)

第十五条の二 法第二十六条に規定する政令で定める施設は、第十二条の六各号(第二号を除く。)に掲げる施設とする。

(管理の委託手続)

第十五条の三 法第二十六条の二第一項の規定により各省各庁の長が普通財産の管理をその適当と認める者に委託しようとするときは、当該管

理を委託する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理を委託する財産の所在地、区分及び種

目、構造並びに数量

二 管理の委託を開始する年月日

三 管理の委託の期間

四 管理の方法

五 その他必要な事項

2 前項に規定するもののほか、同項の契約(以下「管理委託契約」という。)には、次に掲げ

る条件を付するものとする。

一 各省各庁の長は、国又は公共団体におい

て、公用、公用又は公益事業の用に供する

ため必要とする場合において管理委託契約を

解除することができる。

二 管理受託者は、管理を委託された財産(以下「受託財産」という。)の原形に変更を及ぼす工事をしようとするときは、天災その他

の事故のため応急の措置をする必要があると

きを除き、あらかじめ、当該受託財産を所管

する各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

三 管理受託者は、天災その他の事故により受

託財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに、次に掲げる事項を当該受託財産を所管す

る各省各庁の長に報告しなければならないこと。

イ 当該受託財産の所在地並びに区分及び

種目

ロ 被害の程度

ハ 減失又は損傷の原因

において同じ。)の事務所の掲示場に少なくとも十日間掲示して、しなければならない。

2 前項の公告の始期は、立入期日の少なくとも二十日前でなければならない。(境界確定に係る通知)

第十九条の四 法第三十二条の三第一項の規定による通知は、立会期日の少なくとも二十日前でなければならない。

2 法第三十二条の三第一項の規定による通知は、立会期日の少なくとも十日前までに当該隣接地の所有者に到達するようになければならない。

3 法第三十二条の三第一項の規定による通知について準用する。

(境界確定に係る公告)

第十九条の五 法第三十二条の四第五項及び法第三十三条の五第三項の規定による公告は、当該公告に係る境界の存する地域を管轄する財務事務所及び当該境界の存する市町村の事務所の掲示場に少なくとも二十日前間掲示して、しなければならない。

(台帳、報告書及び計算書)

第二十条 国有財産の台帳は、その分類及び種類ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、財産の性質によりその記載事項を省略することができる。

一 区分(土地、建物等の区別で財務大臣が定めるものをいう)及び種目(土地、建物等における用途の区別で財務大臣が定めるもの)をいう。

(台帳)

国有財産の台帳は、その分類及び種類

ごとに

記載

事項

を

い。

三 立木竹については、その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価格

四 法第二条第一項第四号又は第五号に掲げる

権利

によ

り

て

得

し

た

株

式

の

發

行

す

る

者

が

當該

株

式

の

發

行

す

る

者

に

よ

り

て

得

し

た

社

員

の

資

本

金

及

び

資

本

金

の

評

定

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

す

る

と

は

見

積

価

格

によ

り

て

算

定

</

附 則（昭和三九年四月三日政令第一 二号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三九年七月一日政令第二 五号）抄	この政令は、公布の日から適用する。
附 則（昭和四一年三月三一日政令第九 〇号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四一年四月一七日政令第七 六号）抄	この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
附 則（昭和四二年五月二七日政令第七 五三号）抄	この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。
附 則（昭和四四年六月一〇日政令第一 七号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四五五年四月一七日政令第六 〇号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四五六年四月一七日政令第七 六号）抄	この政令は、公布の日から施行し、昭和四十五年度の予算から適用する。
附 則（昭和四六年四月一七日政令第一 〇号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四六年四月一七日政令第一 一八号）抄	この政令は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。
附 則（昭和四七年四月二八日政令第一 二〇号）抄	この政令は、公布の日から施行し、改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和四十七年度の予算から適用する。
附 則（昭和四八年七月二七日政令第二 一号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四九年六月二〇日政令第二 一四号）	この政令は、昭和四九年六月二〇日政令第二
附 則（昭和五三年三月二八日政令第四 八号）抄	この政令は、法の施行の日（昭和五十三年三月三十日）から施行する。
附 則（昭和五五年五月二九日政令第一 四二号）抄	この政令は、法の施行の日（昭和五十五年五月三十日）から施行する。
附 則（昭和五八年七月一五日政令第一 七〇号）抄	この政令は、法の施行の日（昭和五八年七月三十日）から施行する。
附 則（昭和五九年三月二九日政令第二 五号）抄	この政令は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十号）と並びに同項第一号から第四号までの改正規定（第二号ニ及びホ、第三号ロ並びに第四号ホ第一条第七項第六号に係る部分を除く。）に係る部分に限る。並びに附則第四項（電源多様化対策に係る部分に限る。）、同条に六項を加える部改正規定（第三項及び第七項第六号に係る部分を除く。）、第二条第一項第一号の改正規定及び同項第一号から第四号までの改正規定（第二号ニ及びホ、第三号ロ並びに第四号ホ第一条第七項第六号に係る部分を除く。）に係る部分に限る。並びに附則第四項（電源多様化勘定に係る部分に限る。）及び附則第五項から第八項までの規定（昭和五十五年六月一日）に係る部分に限る。）から施行する。
附 則（昭和五六六年三月二〇日政令第二 九号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五五年五月二九日政令第一 四三号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五九年六月二九日政令第二 三七号）抄	この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。
附 則（昭和五九年九月二一日政令第二 七三号）抄	この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年三月一五日政令第三 一号）抄	この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年三月三〇日政令第六 九号）抄	この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年五月二一日政令第一 一五号）抄	この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
附 則（平成五年三月三一日政令第八 一号）抄	この政令は、平成五年四月一日から施行し、改正後の石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令の規定は、平成五年度の予算から適用する。
附 則（平成六年一二月二六日政令第四 一号）抄	この政令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則（平成七年三月一日政令第三 五九号）抄	この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。
附 則（平成七年一〇月一八日政令第三 五九号）抄	この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十一月一日）から施行する。
附 則（平成九年三月二八日政令第八 一号）抄	この政令は、昭和四九年四月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年六月二一日政令第一 八五号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年六月二二日政令第一 一四号）	この政令は、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二十三年五月二七日政令第一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二十六年三月一三日政令第五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二六年三月二八日政令第九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十六年三月二八日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二八年二月一七日政令第四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二九年一月二〇日政令第四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 （平成二九年三月二三日政令第四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （令和五年一〇月一八日政令第三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。</p>
--	---